

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成27年10月9日付けで提起された[redacted]福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成27年8月13日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還処分(以下「本件処分」という。)に関する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁が行った本件処分は、これを取り消す。

理 由

第1 請求人の主張

本件処分において、処分庁から、障害基礎年金に子の加算額を加えた額(以下「障害年金」という。)が遡及して支給された時点で返還について説明がなく、また、自立控除を検討し説明しなければならないはずの手順を欠いており、処分庁に重大な瑕疵がある。よって、本件処分の取消しを求める。

第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由として次のように述べていると解される。

- 1 法第8条において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。
- 2 法第63条において「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、(略)その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。
- 3 生活保護手帳別冊問答集2015(平成27年8月1日発行。発行所：中央法規出版株式会社。以下「別冊問答集」という。)問13-1(答)において、「法第63条は、(略)実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである」と、また、問13-6(答)において、「年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したもものとして取扱うことになる」とされている。
- 4 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)2(2)イにおいて、「原則として遡及

- 受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する必要については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」とされている。
- 5 処分庁は、請求人から自立更生費に関する具体的な相談や資料の提出がなかったことから、年金受給権が発生した日に資力が発生したものとして、受領額の全額を法第63条に基づく返還額として決定した。
 - 6 処分庁は、請求人に対しては、保護開始となった平成24年10月1日に「保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を交付し、年金が遡及支給された際には返還義務が生じることを説明している。
 - 7 自立更生費の控除については、請求人より事前に相談があった場合に検討するものであり、処分庁が先に検討するべきものではなく、本件については、事前の相談がなかったため、処分庁は検討の対象としていない。
 - 8 請求人は、法第63条に基づく費用返還決定まで期日がかかりすぎていると申し立てているが、処分庁は請求人の病状等を考慮して法第63条による費用返還決定を留保していたもので、本件処分通知書送付を失し督促状を送付してしまう事務処理の誤りがあったものの、督促状については効力を取消す旨の通知を送付し、その後、本件処分通知書を送付しており、期日を要したことについては、やむを得ない事情がある。

第3 事実認定

審査庁が調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 平成25年11月22日、処分庁は、請求人から障害年金について相談予定との話を受け、年金受給時の届出について説明を行った。
- 2 平成26年4月4日、処分庁は、請求人から障害年金が受給できるようになったと連絡を受け、関係書類の提出を指導した。
- 3 平成26年5月2日、処分庁は、請求人から国民年金・厚生年金保険年金証書と年金支払通知書の提出を受け、請求人に対し平成25年12月分から障害年金（年額1,002,500円）が裁定され、平成26年4月15日に、平成25年12月から平成26年3月分までの334,166円（1,002,500円÷12か月×4か月）が支給されたことを確認した。その上で、平成26年2月分及び同年3月分の障害年金（月当たり83,541円（334,166円÷4か月））を、それぞれ同年4月及び5月の収入として認定した。
- 4 平成26年6月15日、処分庁は、請求人の子と面接し、請求人が自宅を出て行ったことを確認した。なお、同様な行動が過去に何度かあったことから、処分庁は転出と処理せずに、当分の間、様子を見ることとした。
- 5 平成26年7月22日、 の医療機関からの連絡により、請求人が同年7月19日から の医療機関に保護入院中（同年9月9日に の医療機関へ転院）であることが判明した。
- 6 平成26年9月30日、処分庁は、請求人から、請求人の次男（以下「次男」という。）が専門学校に合格した場合、家を出て、アルバイトをしながら生活したいとの希望があるとの説明を受けた。
- 7 平成26年10月3日、請求人が退院し、自宅へ戻った。

- 8 平成26年10月8日、請求人は、処分庁に対し、二人の子の進学に係る費用を工面する手段について相談した。
- 9 平成26年12月9日、処分庁は、次男が通学する高校から、次男が専門学校に合格したとの報告を受けた。
- 10 平成27年2月17日、処分庁は、次男の専門学校入学検定代・テキスト代の未払い分30,000円と進学に伴う物品購入費80,000円が必要であることを認め、次男のアルバイト収入から基礎控除、未成年控除を行った残額2,095円について、進学に係る必要経費として控除し、収入認定額を0円とした。
- 11 平成27年4月3日、処分庁は、次男について専門学校進学に伴い世帯分離を認定した。
- 12 平成27年4月7日、請求人が体調を崩し入院した。
- 13 平成27年4月16日、処分庁は、償還金検討会議を開催し（自立更生に要する費用について請求人の意向は未聴取との記載あり）本件処分を決定し、請求人が入院中であることから本件処分通知書の発送を保留した。
- 14 平成27年5月1日、請求人が退院し、自宅へ戻った。
- 15 平成27年6月25日、処分庁は、請求人に対し本件処分に係る督促状を送付した。
- 16 平成27年7月1日、請求人は、処分庁に対して本件処分通知書の送付がないにもかかわらず、督促状のみが送付されたと申し出た。
- 17 平成27年7月16日、処分庁は、請求人からの申し出に対し、処分庁の事務処理上の誤りを認めた。
- 18 平成27年7月22日、処分庁は、請求人宅を訪問し、督促状の取消し通知書を交付した。
- 19 平成27年8月13日、処分庁は、請求人に対し、平成27年4月16日に開催した償還金検討会議で決定した本件処分通知書を送付した。
- 20 平成27年10月9日、請求人は、本件処分を不服として、本件審査請求を行った。

第4 審査庁の判断

生活保護費の費用返還については、法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、(略)その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されている。

また、「別冊問答集」問13-2(答)3収入の増減が明らかになった場合の取扱いにおいて、「収入の増減が事後になって明らかになっても何らかの調整を考えるべき範囲は2か月程度と解すべきである。(略)アこの取扱いが認められるのは、確認月及びその前月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである」と規定されている。

さらに、遡及受給した年金の自立更生費の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発07.23第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)1(2)において「(ア)保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては

法第63条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと（イ）原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する必要があるについては、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること（ウ）資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日または年金受給日でないことに留意すること」とされている。

これを本件について検討すると、第3の3のとおり、処分庁は、遡及して支給された平成25年12月から平成26年3月までの障害年金のうち、平成26年2月分及び3月分の障害年金を、それぞれ同年4月及び5月の収入として認定しているため、それ以前の平成26年12月分及び平成27年1月分の障害年金を法第63条に基づく返還対象額としていることは、「別冊問答集」問13-2の規定に従い決定しており、適正と認められる。

次に、障害年金が遡及支給された時点における処分庁からの返還説明について、請求人は、説明はなかったと主張し、これに対し、処分庁は、第2の6のとおり、保護開始となった平成24年10月に「保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」により年金が遡及支給された際には返還義務が生じると説明しており、瑕疵はなかったと主張している。しかしながら、課長通知1(2)(ア)では、「保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと」と規定されており、処分庁が主張する保護開始時のみの説明では、課長通知1(2)(ア)に従った説明が行われたとは認められない。

また、処分庁は、第2の7のとおり、自立更生費の控除は請求人から事前に相談があった場合に検討するもので、請求人から自立更生のための費用の相談がなかったことから自立更生のための費用を検討の対象としなかったと主張している。この点、処分庁は、第3の6のとおり、次男が将来的に自立するために専門学校に進学したいとの希望があること、さらに、第3の8のとおり、請求人から子の進学のための費用を工面する手段について相談を受けている。よって、処分庁は、子の進学のための費用を工面したいとの請求人の希望を把握していたことからしても、本件処分に当たり、請求人に対し自立更生のための費用の取扱いについて説明をすべきであったと考えられる。しかしながら、処分庁は、第3の10のとおり、次男のアルバイト収入から基礎控除、未成年控除を行った残金についてのみ進学に要する費用として認めただけであり、請求人から障害年金裁定請求の相談があった日から返還額を決定するまでの間、請求人に対し自立更生のための費用の取扱いについて説明を行った事実は認められない。また、第3の13のとおり、平成27年4月16日に開催した償還金検討会議録に自立更生に要する費用についての請求人の意向は未聴取との記載があり、課長通知1(2)(ア)及び(イ)に従った手続が行われたとは認められない。

上記のとおり、請求人が子の進学のための費用を工面する手段を処分庁に相談していたことからすると、処分庁が課長通知1(2)(ア)及び(イ)に従った手続を踏んでいれば、請求人は子の進学費用を自立更生のための費用として控除することを希望した



と考えられ、この相談内容を検討した結果、処分庁が自立更生費の控除を認めた可能性があったことは否定できない。よって、課長通知に従った手続を踏んでいない手続上の瑕疵は、結果に影響し得る重大な瑕疵と認められる。

さらに、費用返還決定まで期日がかかりすぎたことについて、処分庁は、第2の8のとおり、請求人の体調を考慮して保留していたものであり、平成27年4月15日には償還金検討会議を開催し、その後通知書送付を失して督促状を送付してしまう事務処理の誤りがあったものの、当該督促状については取り消す旨の通知書を送付し、当該督促状の効力を失わせ、改めて、本件処分通知書及び督促状を送付したもので、やむを得ない事情があると主張している。確かに法第63条に基づく費用返還決定事務について、処分庁は、障害年金を遡及して受給したことを把握した後いつまでに処理しなければならないという規定はない。しかしながら、法第63条が、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるという趣旨から判断すると、処分庁は、平成26年5月2日に請求人が障害年金を遡及して受給したことを把握した後、速やかに、費用返還額を決定し本件処分を通知すべきであり、請求人が体調を崩した期間（平成26年6月15日から平成26年10月3日まで）があったことを考慮しても、処分庁が主張するやむを得ない事情があるとは認められない。

以上より、本件処分については、処分庁の生活保護費返還決定処分において課長通知に従った手続を踏んでいないという重大な瑕疵がある以上、取消しを免れない不当な処分と言わざるを得ず、本件審査請求には理由がある。したがって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年7月5日

熊本県知事 蒲島 郁

